

令和7年度港北区商店街活性化イベント助成事業について

事業目的

地域とのふれあいを深め、にぎわいを創出することにより商店街の活性化を図るため、商店街が中心となり実施するイベント事業を支援することを目的とします。

事業内容

- ・商店街から提出された申請書に基づき、港北区が補助金を交付します。
- ・補助対象となる期間は当該事業開催年度の4月1日から翌年の3月31日までとします。
- ・交付申請前に実施するイベントも補助対象になります。

＜補助額の算定＞

(1) 単会で実施するイベント

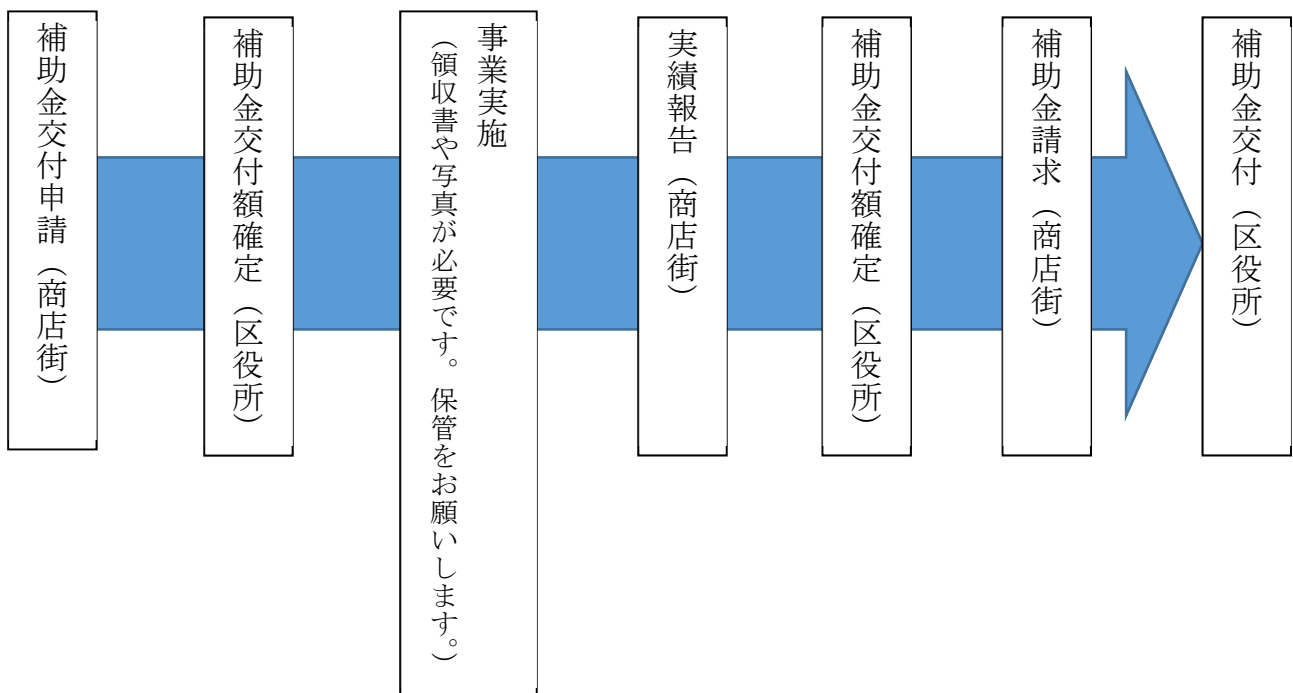
補助対象経費×1/2＝補助額（補助限度額は25万円）

(2) 商店街連合組織及び2以上の商店会で実施するイベント

補助対象経費×1/2＝補助額（補助限度額は50万円）

※補助対象経費の詳細については、裏面をご覧ください。

活用手順



※補助金交付申請書の締切は6月27日（金）です。締切を過ぎると補助金を交付することができなくなりますので、ご注意ください。

※当助成事業を活用したイベント情報を横浜市ホームページに掲載します。

補助対象経費について

	項 目	内 容	補 助 要 件
イベント 事業費	広告・ 宣伝費	広告等作成費 広告料	・チラシ・ポスター、たて看板・横断幕等の作成費 ・新聞折り込みの費用等
	開催費	謝金	・出演者等に対する謝金・謝礼品購入費
		会場設営費	・会場等の設営費
		会場借上費	・会場等の借上費
		購入費	・イベントに使用する物品等の購入費（ただし、汎用性の高い機材・備品、模擬店に使用する食材や景品等の購入費、酒類、および来場者に配布するプレゼント品購入費は対象外とする。）
		使用料	・機材等の使用料
		保険料	・機材等の保険料、その他イベントに関する損害保険料
		委託料	・イベントの運営、機材等の運搬、会場周辺の警備費、ゴミ処理費（業者に委託する場合のみ対象。）
		光熱費	・ガス、電気代等
	事務費	消耗品費	・事務用品等の消耗品購入費
		会場室借上費	・事前打合せ等に係る会議室借上費

* 上記経費に係る消費税及び地方消費税も対象とする。ただし、消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除を受ける場合には、当該仕入控除税額は除くものとする。

* すべて領収書等が必要。

* 行政機関に支払う手数料や銀行振込手数料等の間接経費はすべて補助対象外とする。

令和7年度からの注意事項

・令和5年度の補助金交付実績額（港北区は1,661,000円）が今年度の港北区商店街活性化イベント助成事業の港北区の予算となります。予算を超えた申請があった場合は、予算の範囲内で按分した金額を補助させていただきます。

また、経済局の「商店街にぎわい促進事業補助金」も合わせてご活用ください。

・100万円以上の発注があった場合は、以下の4点について確認させていただきますので、分かるような書類をご用意いただくようお願いいたします。

- ① 2社見積の有無②発注状況（市内業者かどうか）③経費の内訳（工事・納品・委託）
- ④領収書の写し



【商店街にぎわい促進事業補助金】

港北区商店街活性化イベント助成事業 問合せ先

港北区地域振興課地域活動係 山口・毛呂

電話：540-2234

FAX：540-2245

Eメール：ko-shotengai@city.yokohama.lg.jp